# 府令・省令

**○内閣府、総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、令第三号**

民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十六年法律第百四十九号）及び関係法令の規定に基づき、認可特定保険業者等に関する命令の一部を改正する命令を次のように定める。

令和三年六月三十日

内閣総理大臣　菅　義偉
総務大臣　武田　良太
法務大臣　上川　陽子
文部科学大臣　萩生田光一
厚生労働大臣　田村　憲久
農林水産大臣　野上浩太郎
経済産業大臣　梶山　弘志
国土交通大臣　赤羽　一嘉
環境大臣　小泉進次郎

## 認可特定保険業者等に関する命令の一部を改正する命令

認可特定保険業者等に関する命令（平成二十三年内閣府、総務省、文部科学省、厚生労働省、法務省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| 目次<br>［第一章～第七章　略］<br>［第八章　情報通信の技術の利用（第九十六条の二―第九十六条の十一）］<br>［第九章　雑則（第九十七条―第百六条）］<br>附則<br>（事業方法書等の審査基準）<br>**第十二条**　改正法附則第二条第七項第六号ハに規定する主務省令で定める基準は、次に掲げる基準とする。<br>［一～八　略］<br>九　保険契約者に対して、第二十三条第一項第一号から第五号までに定める書面を交付（当該書面に記載すべき事項の同条第二項に規定する電磁的方法による提供を含む。）した上で、当該保険契約者から当該書面を受領した旨の署名若しくは押印を得る措置又はこれに準ずる措置が明確に定められていること。<br>十　［略］ | 目次<br>［第一章～第七章　同上］<br>［第八章　雑則（第九十七条―第百六条）］<br>附則<br>（事業方法書等の審査基準）<br>**第十二条**　［同上］<br>［一～八　同上］<br>九　保険契約者に対して、第二十三条第一号から第五号までに定める書面を交付した上で、当該保険契約者から当該書面を受領した旨の署名又は押印を得る措置が明確に定められていること。<br>十　［同上］ |